



(開催)

第8条 総会は、年〇回開催する。

2 役員会は必要に応じて開催する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、倉敷市〇〇〇〇に置く。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、参加者負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年度4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。